

議会議案第2号

安中市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

安中市議会傍聴規則を次のように改正する。

令和8年2月25日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 小林克行

安中市議会議長 佐藤貴雄 様

安中市議会傍聴規則の一部を改正する規則

安中市議会傍聴規則（平成18年安中市議会規則第2号）を次のように改正する。

第2条第2項中「32人」を「22人」に改め、同条第3項中「12人」を「8人」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない事由により前2項の定員により難しい場合は、前2項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第3条第1項中「、氏名」を「及び氏名」に改め、同条第2項中「、傍聴」を「及び所在地並びに傍聴」に改める。

第6条第1号中「もの」を「物」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「の類を持っている者」を「その他議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を削り、第6号を第4号とする。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 静粛にすること。

第7条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第7号本文中「切る」を「切り、又は音を発しない状態にする」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とする。

第8条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第9条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、安中市役所位置条例の一部を改正する条例（令和7年安中市条例第32号）の施行の日から施行する。

安中市議会傍聴規則(平成18年安中市議会規則第2号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(傍聴席の区分及び定員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 一般席の傍聴人(安中市職員を含む。)の定員は、<u>32人</u>とする。</p> <p>3 報道関係者席の傍聴人の定員は、<u>12人</u>とする。 (新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、<u>氏名</u>を傍聴人受付カードに記入しなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、<u>傍聴</u>する者の人員を傍聴人受付カードに記入しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>もの</u>を持っている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>異様な服装</u>をしている者</p> <p>(4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類</u>を持っている者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓</u>その他楽器の類を持っている者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p>	<p>(傍聴席の区分及び定員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 一般席の傍聴人(安中市職員を含む。)の定員は、<u>22人</u>とする。</p> <p>3 報道関係者席の傍聴人の定員は、<u>8人</u>とする。</p> <p><u>4</u> <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない事由により前2項の定員により難しい場合は、前2項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所<u>及び氏名</u>を傍聴人受付カードに記入しなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称<u>及び所在地並びに傍聴する者の人員</u>を傍聴人受付カードに記入しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>物</u>を持っている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり</u>その他議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</p> <p>(削除)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p>

(1) (略)

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等(以下「情報通信機器等」という。)の電源を切ること。ただし、報道関係者が報道を目的として、音声を発生させずに情報通信機器等を使用する場合は、この限りでない。

(8) (略)

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(1) (略)

(2) 静粛にすること。

(削除)

(削除)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等(以下「情報通信機器等」という。)の電源を切り、又は音を発しない状態にすること。ただし、報道関係者が報道を目的として、音声を発生させずに情報通信機器等を使用する場合は、この限りでない。

(6) (略)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。